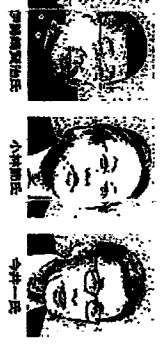




「専守防衛」の明確定義をめぐり、自衛隊の役割や防衛力の強化について、政府と国会の間で議論が続いている。この中で、自衛隊の役割は「専守防衛」に限定されるべきであるという主張が強い。一方、防衛力の強化は必要であるという主張も強い。この議論は、日本の安全保障政策の方向性を決定する重要なポイントとなっている。



■論者の提議

- ① 日本国は、専守防衛を堅持するべきである。防衛力の強化は必要であるが、それは専守防衛の原則を損なわない範囲で行われるべきである。
- ② 防衛力の強化は、専守防衛の原則を堅持する上で必要である。防衛力の強化は、専守防衛の原則を堅持する上で必要である。
- ③ 防衛力の強化は、専守防衛の原則を堅持する上で必要である。防衛力の強化は、専守防衛の原則を堅持する上で必要である。

# 「専守防衛」明確に

## 集団的自衛権への賛否 国民の声 反映を

集団的自衛権の行使について、国民の意見が反映されるべきであるという主張が強い。一方、集団的自衛権の行使は必要であるという主張も強い。この議論は、日本の安全保障政策の方向性を決定する重要なポイントとなっている。

「解釈の余地」を政権に与えない。この主張は、政権の権限を制限するものである。一方、政権の権限を拡大する主張も強い。この議論は、日本の政治体制の方向性を決定する重要なポイントとなっている。

### 平和のための 新の条論

平和のための新の条論。この条論は、平和のための新の条論である。この条論は、平和のための新の条論である。

- ① 日本国は、平和のための新の条論を堅持するべきである。平和のための新の条論を堅持するべきである。
- ② 平和のための新の条論を堅持するべきである。平和のための新の条論を堅持するべきである。
- ③ 平和のための新の条論を堅持するべきである。平和のための新の条論を堅持するべきである。

# 「解釈の余地」を政権に与えない

「解釈の余地」を政権に与えない。この主張は、政権の権限を制限するものである。一方、政権の権限を拡大する主張も強い。この議論は、日本の政治体制の方向性を決定する重要なポイントとなっている。



さまで本立憲の意見をとりまゝとる苦勞をした経験から、この追加条項方式のメリットに  
USV

「広い合意のできた部分から改正することになるから、憲法典(明文憲法)の漸進的な改  
正、改良に適している。また、条文の削除という、後ろ向きで、しかもその条文を支持して  
いる市民グループの頑強な抵抗を引き起こさずに済むことも大きい」

「この追加条項方式こそは」多様な価値観が存在する実際の政治状況において、民主的に  
ことをはかばかとするおろこの形しかないという、アメリカやイギリスの立憲主義の苦心の  
産物であったことに気づかされた」  
とのべています。

### 「ダレスの43条のトリック」を 逆回転させるかたちでの改憲案

そうした視点から考えなおしてみると、憲法改正で1992年に駐留米軍を完全撤退させ  
た「フライビン・モデル」の場合、「加憲案の改憲案」は、たとえ次のようなものになり  
ます。本書で説明した「ダレスの43条のトリック」を逆回転させ、サンフランシスコ・シス  
テムの既得を解くための条文案を考えてみましたので、どうか読んでみて下さい。

#### 日本国憲法 第9条

##### (1項)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動た  
る戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として  
は、永久にこれを放棄する。

##### (2項)

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の  
交戦権は、これを認めない。

##### (修正1条)

国際連合による日本およびその周辺の平和と安全のための措置が効力を生じる  
まで、敵の侵略を自国の施政下の領域内において要遏するための最小限の軍事  
力と交戦権は保持する。

##### (修正2条)

2025年以降、自国の領域内における外国軍基地、軍隊および施設は許可し  
ない。この改正された憲法の規定に反する他国との取り決めはすべて廃棄する。  
そのための憲法判断は最高裁判所がおこなう。

##### (修正3条)

核兵器の製造、保有、自国の領域内の通過と、開発の稼働は許可しない。

#### 自分たちには、 政治についての自己決定権がある。

だから、あきらめる必要はない

もつちうん、このとおりやれということではありません。また、いままが安倍政権のもとで

矢野政治の日本はなぜ「戦争かごころ園」になつたのか  
集英社インターナショナル 一九二〇一六



すなわち、日本にはこれまで出ていない「過去の米軍関係の密約」がいくつもある。  
日米合同委員会による有事の際の「統一指揮権密約」などがその例である。それらの根を  
断つためにも、憲法九条改定で、

なにより重要なのは、そのとき同時に、今後は国内に外国軍基地をおかないこと、  
つまり米軍を撤退させることを必ず憲法に明記し、過去の米軍関係の密約をすべて無  
効にするということです。

彼は、そういうのです。

したがって、これらを受けた、私の憲法九条改定における基地撤廃条項は、次のように  
なるでしょう。先の非核条項に続け、最後、基地撤廃条項までを加えたかたちで示せば、  
私の新憲法九条案は、以上をまとめて、こうなります。

九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動た  
る戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永  
久にこれを放棄する。

二、以上の決意を明確にするため、以下のごとく宣言する。日本が保持する陸海空軍  
その他の戦力は、その一部を後項に定める別組織として分離し、残りの全戦力は、こ  
れを国際連合特種軍として、国連の平和維持活動及び国連憲章第四七条による国連の  
直接指揮下における平和回復運動への参加以外には、発動しない。国の交戦権は、こ  
れを国連に移譲する。

三、前項で分離した軍隊組織を、国土防衛隊に編成し直し、日本の国際的に認められ  
ている国境に悪意をもって侵入するものに対する防衛の用にあてる。ただしこの国土  
防衛隊は、国民の自衛権の発動であることから、治安出動を禁じられる。平時は高度  
な専門性を備えた災害救助隊として、広く国内外の災害救援にあたるものとする。

四、今後、われわれ日本国民は、どのような様態のものであっても、核兵器を作らず、  
持たず、持ち込ませず、使用しない。

五、前四項の目的を達するため、今後、外国の軍事基地、軍隊、施設は、国内のいか  
なる場所においても許可しない。

加藤典洋の戦後入門もすぐま新書  
一九二〇一五